

○青森県建設工事入札保証金収納事務取扱要領

平成20年3月12日青監第1081号

平成23年3月16日青監第1039号（最終改正）

（趣旨）

第1条 この要領は、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第132条（第146条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る入札について、入札参加者に入札保証金を納付させ、又は当該入札保証金の納付に代わる担保を提供させる場合の事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加者 競争入札に参加する者をいう。
- (2) 契約担当者 知事の委任を受けて請負契約に関する事務を担当する職員をいう。
- (3) 入札保証金等 財務規則第132条の規定により納付させる入札保証金及び入札保証金の納付に代えて提供させる担保をいう。

（対象となる工事）

第3条 入札の際に入札保証金等を納付又は提供させる建設工事は、青森県建設工事条件付き一般競争入札事務取扱要領（平成20年6月9日青監第224号。以下「条件付き一般競争入札事務取扱要領」という。）第2条第1号に規定する条件付き一般競争入札の方法により請負契約を締結する建設工事で、請負工事設計額（支給品の額を含む。）が原則として2億円以上の建設工事とする。

（入札の公告）

第4条 契約担当者は、入札保証金等を納付又は提供させるときは、財務規則第129条の規定による入札の公告（以下「入札公告」という。）にその旨を明記するものとする。

2 前項の入札公告に係る公告文のうち入札保証金に関する事項の部分は、別紙の文例によるものとする。

（入札保証金等の納付又は提供）

第5条 契約担当者は、入札参加者に対し、条件付き一般競争入札事務取扱要領第9条第3項の規定による通知を受けた日から入札書提出前までにその者の見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の納付を免除するものとする。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札参加者が契約保証金の納付に代わって提供する財務規則第159条第2項第2号に規定する保証の予約をしたとき。

2 前項の入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供させることによってこれに代えることができる。

- (1) 政府の保証のある債券
- (2) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手
- (3) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金又は全国を地区とする信用金庫連合会の発効する債権
- (4) 銀行又は知事が確実と認めた金融機関の保証
- (5) その他知事が確実と認めた担保

3 入札保証金等の収納については、入札保証金および契約保証金収納事務取扱要領（昭和40年9月5日青経理第387号）によるものとする。

(契約保証予約の取扱い)

第6条 前条第1項第2号の保証の予約は、当該保証の予約に係る契約希望金額が入札参加者の見積もる契約金額以上であるか、又は保証する金額が入札参加者の見積もる契約金額の10分の1以上でなければならない。

(入札保証金等の確認)

第7条 契約担当者は、次の各号に掲げる書面の提出を受けた場合は、それぞれ当該各号に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 第5条第1項第1号に規定する入札保証保険契約に係る保険証券 次に掲げる事項
 - ア 被保険者が契約担当者であること。
 - イ 保険会社の記名押印があること。
 - ウ 保険契約者が入札参加者であること。
 - エ 保険金額が入札参加者の見積もる契約金額の100分の5以上であること。
 - オ 契約の内容としての工事の名称が入札公告に記載の工事名と同一であること。
 - カ 入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。
 - キ 保険期間は、当該契約を締結する見込みの日までを含むものであること。
- (2) 第5条第1項第2号に規定する保証の予約に係る証書 次に掲げる事項
 - ア 名あて人が契約担当者であること。
 - イ 契約保証の予約を行う者が銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関又は保証事業会社（以下「保証機関等」という。）であり、保証機関等の押印があること。
 - ウ 予約契約者が入札参加者であること。
 - エ 契約希望金額が入札参加者の見積もる契約金額以上であるか、又は保証金額が入札参加者の見積もる契約金額の10分の1以上であること。
 - オ 契約の内容としての工事の名称が入札公告に記載の工事名と同一であること。
 - カ 保証機関等と予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことを証する旨の記載があること。
 - キ 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。
 - ク 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。
- (3) 第5条第2項第4号に規定する保証に係る保証書 次に掲げる事項
 - ア 名あて人が契約担当者であること。
 - イ 保証人が保証機関等（保証事業会社を除く。以下この号において同じ。）であり、保証機関等の押印があること。
 - ウ 保証委託者が入札参加者であること。
 - エ 保証金額が入札参加者の見積もる契約金額の100分の5以上であること。
 - オ 保証に係る工事の名称が入札公告に記載の工事名と同一であること。
 - カ 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する旨の記載があること。
 - キ 保証の内容は、落札者が契約を結ばない場合の損害金の支払いであること。
 - ク 保証期間は、当該契約を締結する見込みの日までを含むものであること。
 - ケ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6月以上確保されていること。

(納付又は提供された入札保証金等に不足等がある場合)

第8条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。

- (1) 入札参加者が入札保証金等を納付又は提供しない場合
- (2) 入札参加者が納付又は提供した入札保証金等の納付額が不足である場合

- (3) 前条の規定により確認した事項に不備があると認められる場合
(落札者決定後の取扱い)

第9条 契約担当者は、落札者決定後の入札保証金等の取扱いは、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 入札保証金等（第5条第2項第4号に規定する保証を除く。）は、入札保証金および契約保証金収納事務取扱要領により、速やかに入札参加者に対し還付すること。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付すること。
- (2) 第5条第1項ただし書の規定により、入札保証金を免除した場合にあっては、保険証券又は予約証書を入札書とともに保管すること。
- (3) 第5条第2項第4号に規定する保証を担保として提供した場合にあっては、入札参加者を經由して金融機関に保証書を返還するとともに、その写しを入札書とともに保管すること。
(落札者が契約を締結しない場合)

第10条 契約担当者は、落札者が契約を締結しない場合の取扱いについては、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 入札保証金等（第5条第2項第4号に規定する保証を除く。）は、県に帰属させ、遅滞なくこれを歳入に組み入れること。
- (2) 入札参加者が第5条第1項第1号に規定する入札保証保険契約を締結したことにより入札保証金を免除した場合にあっては、当該保険契約の定めにより保険金を請求すること。
- (3) 入札参加者が第5条第1項第2号に規定する保証の予約をしたことにより入札保証金を免除した場合にあっては、損害額を請求すること。ただし、損害が軽微である場合は、損害額を請求しないことができる。
- (4) 入札参加者が第5条第2項第4号に規定する保証を担保として提供した場合にあっては、保証契約の定めにより保証金を請求すること。

(機密の保持)

第11条 契約担当者は、落札者決定までの間、入札保証金等の納付又は提供に係る機密の保持に留意するものとする。

(費用の負担)

第12条 入札保証金等の納付又は提供に係る費用は、入札参加者の負担とする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

別紙 公告例

○ 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

(ア) 入札参加者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(イ) 入札参加者が契約保証金の納付に代えて提供する財務規則第159条第2項第2号に規定する保証の予約をしたとき。

(ウ) 入札保証金に代え、次に掲げる有価証券等を提供したとき。

(i) 国債又は地方債

(ii) 政府の保証のある債券

(iii) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(iv) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

(v) 銀行又は知事が確実と認めた金融機関の保証

イ アの(ア)の入札保証保険契約及びアの(ウ)の(v)の保証は、保険金額又は保証金額が見積もった契約希望金額の100分の5以上であるものとし、アの(イ)の保証の予約は、当該保証の予約に係る契約希望金額が見積もった契約希望金額以上であるか、又は保証金額が見積もった契約希望金額の10分の1以上であるものとしなければならない。

(2) 契約保証金

ア 契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

(ア) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(ウ) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券等を提供したとき。

(i) 国債又は地方債

(ii) 政府の保証のある債券

(iii) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(iv) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

(v) 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

イ アにかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル(平成13年10月1日青監第888号)による調査を受けた者との契約については、契約金額の10分の3以上の契約保証金を納付させるものとする。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する額について、アの(ウ)から(v)までのいずれかに該当するときは、その納付を免除する。